

建設発生土砂の調査について



港湾等の浚渫工事で発生する浚渫土砂(底質土壌)や陸上の建設発生土(掘削土)は転用後の処理方法に応じた土壌試験が必要になります。

港湾工事等で水底土砂を浚渫する場合や発生した浚渫土砂を廃棄・再利用する場合、あるいは陸上からの建設発生土を港湾内に投棄・埋立を行う場合は、『海洋汚染防止法』に関わる底質調査を行います。

また、浚渫土砂や陸上からの建設発生土を陸地に埋立しようとする場合には『土壤汚染対策法』および『条例』における土壌基準を満たしているか確認するため、土壌試験を行う必要があります。



是非弊社へご相談ください。(石川県以外の場合には、別途お問い合わせ下さい)

お問合せ・お見積り・試料送付先は

株式会社エオネクス

〒920-0209 石川県金沢市東蚊爪町1-19-4

TEL:076-238-9685

FAX:076-238-7728

E-mail: syunpei-takeyama@chika.co.jp 担当 竹山(たけやま)

● 自然 + 人 + 未来 ●

Eonex

計量証明事業登録

石川県 濃度 第7号

<http://www.chika.co.jp>

各法の分析項目と基準値

法・条例		海洋汚染防止法 水底土砂に係る判定基準	土壌汚染対策法 (ふるさと石川の環境を守り育てる条例)
使用目的		<ul style="list-style-type: none"> 水底土砂を浚渫する場合 港湾外の掘削土砂を海洋に投棄する場合 水底土砂を港湾内に埋立しようとする場合 水底土砂を陸地に埋立しようとする場合 	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土や掘削土を廃棄し、盛土等に使用する場合 水底土砂を陸地に埋立しようとする場合
溶出量 試験	1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
	2 水銀又はその化合物	0.005mg/L以下	0.0005mg/L以下
	3 カドミウム又はその化合物	0.1mg/L以下	0.01mg/L以下
	4 鉛又はその化合物	0.1mg/L以下	0.01mg/L以下
	5 有機りん化合物	1mg/L以下	検出されないこと
	6 六価クロム化合物	0.5mg/L以下	0.05mg/L以下
	7 砒素又はその化合物	0.1mg/L以下	0.01mg/L以下
	8 シアン化合物	1mg/L以下	検出されないこと
	9 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L以下	検出されないこと
	10 銅又はその化合物	3mg/L以下	—
	11 亜鉛又はその化合物	2mg/L以下	—
	12 ふっ化物	15mg/L以下	0.8mg/L以下
	13 トリクロロエチレン	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
	14 テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.01mg/L以下
	15 ベリリウム又はその化合物	2.5mg/L以下	—
	16 クロム又はその化合物	2mg/L以下	—
	17 ニッケル又はその化合物	1.2mg/L以下	—
	18 バナジウム又はその化合物	1.5mg/L以下	—
	19 ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	20 四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下
	21 1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.004mg/L以下
	22 1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	0.1mg/L以下
	23 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.04mg/L以下
	24 1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	1mg/L以下
	25 1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.006mg/L以下
	26 1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下
	27 チラウム	0.06mg/L以下	0.006mg/L以下
	28 シマジン	0.03mg/L以下	0.003mg/L以下
	29 チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
	30 ベンゼン	0.1mg/L以下	0.01mg/L以下
	31 セレン又はその化合物	0.1mg/L以下	0.01mg/L以下
	32 1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	—
	33 ダイオキシン類	10pg-TEQ/L	—
	34 ほう素又はその化合物	—	1mg/L以下
	35 クロロエチレン	—	0.002mg/L以下
	36 クロロホルム ※1	8mg/L以下	—
	37 ホルムアルデヒド ※1	3mg/L以下	—
含有量 試験	1 有機塩素化合物	40mg/kg以下	—
	2 ダイオキシン類 ※2	150pg-TEQ/g	—
分析概要 (溶出検液調製方法の違い)		無機性の水底土砂については、重量体積比3%の割合で混合し、6時間振とう後のろ液で分析を行う。	採取した土壌を風乾し、粗砕後2mmのふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。試料と溶媒(水)を重量体積比10%の割合で混合し、6時間振とう後のろ液で分析を行う。
溶出液のろ紙		1μmのメンブランフィルター	0.45μmのメンブランフィルター

※1 36および37の2物質については、「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件(平成17年9月22日環境省告示第96号)別表第4」の「一般水底土砂関係」を適用。(発注機関によって、分析項目が追加になる場合もございます)

※2 「水底の底質に係る環境基準」を適用。

お問合せ・お見積り・試料送付先は

株式会社エオネクス 〒920-0209 石川県金沢市東蚊爪町1-19-4

TEL:076-238-9685 FAX:076-238-7728

E-mail: syunpei-takeyama@chika.co.jp 担当 竹山(たけやま)

● 自然 + 人 + 未来 ●

